

改正 令和元年6月5日 原規規発第1906053号 原子力規制委員会決定

発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイドの一部を次のように改正する。

令和元年6月5日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイドの一部改正について

原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイドを別表のように改正する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日から施行する。

別表 発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
表2 検査の方法の例			表2 検査の方法の例		
規則 第56条	検査の方法		規則 第56条	検査の方法	
① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法	分解検査及び開放検査	機器等を分解、開放した状態で亀裂、変形及び摩耗等の有無を目視等により確認する。	① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法	分解検査及び開放検査	機器等を分解、開放した状態で亀裂、変形及び摩耗等の有無を目視等により確認する。
	外観検査	機器等を分解又は開放しない状態で漏えい又はその形跡、亀裂及び変形等の有無を目視等により確認する。		外観検査	機器等を分解又は開放しない状態で漏えい又はその形跡、亀裂及び変形等の有無を目視等により確認する。
	非破壊検査	日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」(JSME S NA 1-2008)又は日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格(2012年版)」(2013年追補及び2014年追補を含む。)(JSME S NA1-2012/2013/2014)に規定されている超音波探傷試験、渦流探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。		非破壊検査	日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」(JSME S NA 1-2008)に規定されている超音波探傷試験、渦流探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。
		漏えい(率)検査		系統及び機器等の点検完了後、所定の圧力において、漏えいの有無又は漏えい率*1を確認する。	漏えい(率)検査
② 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な	特性検査	電気設備及び計測制御設備について絶縁抵抗測定*2、校正及び設定値確認検査等を行い、機器等の特性を確認する。	② 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法	特性検査	電気設備及び計測制御設備について絶縁抵抗測定*2、校正及び設定値確認検査等を行い、機器等の特性を確認する。
				機能・性能検査	系統及び機器等の点検完了後、作動試験、試運転及びインターロック試験等を行い、機器単体又は系統の機能・性能等を確認する。

改 正 後			改 正 前		
方法	機能・性能 検査	系統及び機器等の点検完了後、作動試験、試運転及びインターロック試験等を行い、機器単体又は系統の機能・性能等を確認する。		総合性能 検査	各設備の点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各発電用原子炉施設の運転状態が正常であること及び各種パラメータが妥当な値であることを確認する。
	総合性能 検査	各設備の点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各発電用原子炉施設の運転状態が正常であること及び各種パラメータが妥当な値であることを確認する。			機器運転状態において、状態の監視（異常の発生に係る兆候の確認）を行うとともに、機器の機能・性能を確認する。
③ 各部の損傷、変形及び 摩耗等による異常の 発生兆候を作動し ている状態で確認す るために十分な方法	プラント 運 転 中 の 機 能 ・ 性 能 検 査 (状 態 監 視 を 含 む)	機器運転状態において、状態の監視（異常の発生に係る兆候の確認）を行うとともに、機器の機能・性能を確認する。	③ 各部の損傷、変形及び 摩耗等による異常の 発生兆候を作動し ている状態で確認す るために十分な方法	プラント 運 転 中 の 機 能 ・ 性 能 検 査 (状 態 監 視 を 含 む)	機器運転状態において、状態の監視（異常の発生に係る兆候の確認）を行うとともに、機器の機能・性能を確認する。
<p>※1 漏えい率の確認には、「②試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。</p> <p>※2 絶縁抵抗測定には、「①開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。</p>			<p>※1 漏えい率の確認には、「②試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。</p> <p>※2 絶縁抵抗測定には、「①開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。</p>		